

3. 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

	生活衛生資金
ご利用頂ける方	旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む生活衛生関係事業者の方
適用要件	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する方 (1) 最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上現状しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること (2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
融資限度額	別枠1,000万円(旅館業を営む方は、別枠3,000万円)
融資期間 (うち据置期間)	運転資金：7年以内(2年以内)
適用利率	基準利率 ※ただし振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については特別利率③
その他	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。